

第6条 紹介手数料の返還

1. 採用決定者が、自己都合またはもっぱら採用決定者の責めに帰すべき事由により甲に入社後180日以内に退職した場合、乙は、甲に対し、次のとおり紹介手数料を返還しなければならない。
 - ①入社後10日以内：紹介手数料の80%
 - ②入社後90日以内：紹介手数料の50%
 - ③入社後180日以内：紹介手数料の20%
2. なお、採用決定者の責めに帰すべき事由によらない退職については、本条は適用されない。
(甲都合の退職、実際の労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職、死亡傷病による就労不能を含むがこれらに限らない)